

## 「自動通話録音機」貸出申込書

年 月 日

(申請先) 駒ヶ根市長

(申請者) 住 所 .....

氏 名 ..... 印

生年月日 ..... 年 月 日生 ( ..... 歳)

固定電話番号 .....

次のとおり「自動通話録音機」の貸出しの申請をします。

なお、適正に使用し、借用物品の紛失、破損等については、一切の責任を負い、期日までに返却します。また、貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに市に連絡します。

名 称	振込め詐欺見張隊 117	番号	[     ] 1台
期 間	年 月 日 (     ) から	年 月 日 (     ) まで	
延長希望	延長後の返却予定日	年 月 日 (     ) まで	

- \*貸出期間は2ヶ月ですが、予約状況によっては延長が可能ですので、下記問い合わせ先に確認してください。
- \*本貸出は駒ヶ根市に居住している方を対象としています。

駒ヶ根市消費生活センター（駒ヶ根市役所生活環境課内）  
 電話 0265-83-2377  
 (代表) 0265-83-2111 内線 543

\*以下処理欄  
 上記のとおり、貸し出してよろしいか伺います。

施 行	起 案	係	係 長	補 佐	課 長	返却確認
/	/					/

(経過等)

.....  
 .....  
 .....

## 自動通話録音機貸出しに伴う誓約事項

- 1 自動通話録音機（以下「装置」という。）は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 装置は私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 装置を第三者へ転貸しません。
- 4 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、速やかに市へ連絡いたします。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市へ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返還します。